

◆老年者控除廃止等による変化例

税の種類	条件（例）	改正内容（例）
国 税 （所得税）	・65歳以上 ・300万円の年金収入のみ ・控除対象配偶者（70歳未満）あり ・社会保険料16万円支払い	・公的年金控除が30万円減り ・老年者控除50万円がなくなり ↓ 所得税額が64,000円増加
市県民税 （住民税）	同上的場合	・公的年金控除が30万円減り ・老年者控除48万円がなくなり ↓ 住民税額が39,400円増加

◆**老年者控除が廃止**
平成十七年分の申告から、これまで六十五歳以上の人に適用されてきた老年者控除（所得税Ⅱ五十万円、市県民税Ⅱ四十八万円）が廃止されました。また、年金制度の見直しにより、「公的年金控除」が改正されています。（別表参照）

▽問い合わせ 所得税Ⅱ 洲本税務署 ☎24・1214、住民税Ⅱ 市税務課 ☎43・5022

65歳以上の方へ
確定申告に備えてのお知らせ

◆**障害者控除対象者 認定証の交付について**
所得税及び市県民税の障害者控除については、原則として障害者手帳を持つていなければ受けることができませんが、六十五歳以上の方で、一定の基準を満たす方については、障害者手帳を持つていない方でも市が交付する認定書を提示することで控除を受けることができます。

▽対象者 次のすべての条件を満たす方

① 満六十五歳以上の方
② 精神もしくは身体に何らかの障害がありながら身体障害者手帳などの交付を受けていない方
③ 要介護認定を受けている方

▽申請先 総合窓口センター
▽交付先 保険課（☎44・3003）

狩猟にご注意を！
山に入るときは、目立つ服装で。ハンターはルールを守りましょ。解禁期間は、2月15日まで。
洲本農林水産振興事務所 ☎26・2103

年末年始の業務案内

■市役所、出張所、連絡所、支所、公民館

29日～3日まで休み。緑、西淡、三原、南淡庁舎では休み中も、出生・婚姻・死亡届などの届出を受け付けています。

■診療所

阿那賀・伊加利・灘・沼島診療所＝29日～3日まで休み。
休日応急診療所＝23ページに掲載。

■文化・観光施設

図書館＝19ページに掲載。**玉青館**＝28日～3日まで休み。**淡路人形浄瑠璃資料館**＝28日～4日まで休み。**淡路人形浄瑠璃館**＝17日～31日まで休み。**鳴門みさき荘・大鳴門橋記念館**＝19日～31日まで休み。

■体育施設

文化体育館・西淡社会教育センター・西淡グラウンド・B&G・賀集・沼島＝29日～3日まで休み。**三原健康広場・阿万**＝28日～3日まで休み。**温水プール（サンプール）・ゆとりっく**

（プール・フィットネス）＝28日～4日まで休み。**サンライズ淡路（体育施設）**＝無休。

■温泉施設

サンライズ淡路（温泉）＝無休。**ゆとりっく（温泉）**＝28日・31日・1日休み、30日は午前10時～午後6時、2日・3日は午後1時～6時まで、それ以外は通常。**さんゆ～館**＝30日まで通常どおり、31日～1日休み、2日は午後1時～営業。3日以降通常どおり。**ゆ～ぶる**＝30日は深夜0時、31日は深夜3時、1日は10時～深夜0時、2日は6時～深夜0時、3日～9日は10時～深夜0時まで時間延長。（※1日10時～新酒のふるまい）。**湯の川荘**＝29日～3日まで休み。

■粗大ごみ処理場（奥畑処理場 ☎24-1676）

30日は8:30～正午、31日～3日休み。その前後は通常（8:30～16:30）

可燃ゴミを焼却場へ直接持ち込むときは・・・

区 分	旧緑町から持込み	旧西淡町・旧三原町・旧南淡町から持込み
場 所	やまなみ苑（広田広田）	南あわじ市清掃センター（八木寺内）
業務時間	月～金曜日（8:30～16:30）、土曜日（8:30～11:45）。祝祭日・日曜日は休み。12月29・30・31日も8:30～16:30まで業務。	月～金曜日（8:30～16:30）、祝祭日（8:30～正午）、土・日曜日は休み。12月29日・30日は8:30～15:00まで、12月31日は8:30～正午まで業務。
	1月1日～3日まで休み。1月4日から通常通り業務。	
注意事項	①市指定のゴミ袋を使用して持込みをさせても手数料が必要です ②家具などの粗大ゴミは、金属・ガラスなどの不燃物を取り外してから持込んでください ③必ず時間内での持込みをお願いします ④持込みに際して道路上にゴミが飛び散らないよう荷台にシート掛けなどの処置をしてください ⑤農業用資材や家屋解体物、産業廃棄物は受入れが出来ませんので、持ち帰りいただきます	

生活環境課 ☎43-5024
やまなみ苑（洲本市南あわじ市衛生事務組合） ☎45-0534
南あわじ市清掃センター ☎42-1356

文化の秋を満喫

市内の公民館と文化団体等が共催で、文化展や芸能発表会が行われ、多くの人でにぎわいました。

展示発表では、文化サークルや個人で活動している方々



▲舞台発表（三原文化芸能祭）

各地区で文化芸能祭

の陶芸や絵画、写真、俳句などの目を見張るばかりの力作が会場いっぱいに展示されていました。

芸能発表では、郷土芸能やコーラス、詩吟、よさこい踊りなどバラエティ豊かな演目が行われ、来場者は文化の秋を楽しんでいました。



▲絵画の展示（緑文化祭）

政治倫理審査会委員が決まる

政治倫理審査会は、市長等の政治倫理条例および議員の政治倫理条例に基づいた市民からの調査請求についての調査審議等を行います。

委員は次の方々です（順不同・敬称略）。任期は平成十七年十月一日～平成十九年九月三十日まで。
会長Ⅱ 道上 明（神戸市）、

副会長Ⅱ 児島茂男（榎列）、委員Ⅱ 小林正芳（広田）、金輪 仁（倭文）、木村皓子（広田）、岡かつ子（志知）、祖山進司（湊）、高橋俊行（松帆）、里深嘉胤（市）、喜田久美子（八木）、沖 俊作（福良）、興津達夫（阿万）、平野典子（賀集）

松原サミット

松原の保護育成を話し合う

白砂青松の名勝「慶野松原」を有する南あわじ市は、昭和六十二年から全国の松原を有する市町と「松原友好市町交流会議」を開催して、相互の連携と情報交換を図り、松原の保護育成に努めています。現在七市町が加盟する同会議が、十一月二・三日に佐賀県唐津市「虹の松原」で開催され、松原について各市町が抱える問題や取組みについて話し合いました。

これに関連して、市内の小学生を対象に「日本の松原」絵画・ポスターコンクールが行われました。西淡公民館に展示にされた五十六点の力作は、どの作品も松原への愛着が感じられるものばかりでした。



▲松原の絵画・ポスター展

年金だより

国民年金の独自給付について

国民年金には、第一号被保険者（自営業の方など）だけを対象とした独自の給付があります。

寡婦年金

第一号被保険者として保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が二十五年以上ある夫（婚姻期間が十年以上）が何の年金も受けずに亡くなったとき、妻が六十歳から六十五歳までの間、夫が受けるはずであった老齢基礎年金の四分の三の額が受けられます。

ただし、夫が亡くなった当時、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合は支給されません。

死亡一時金

第一号被保険者として、三十六月以上保険料を納めている人が年金を受けないで亡くなったとき、生計を同じくしていたその遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹）に支給されます。ただし、その人が亡くなったことにより、遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合は支給されません。寡婦年金と死亡一時金の両

◆死亡一時金の額

保険料納付済期間	金 額
36月以上 180月未満	120,000円
180月以上 240月未満	145,000円
240月以上 300月未満	170,000円
300月以上 360月未満	220,000円
360月以上 420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

付加年金

定額の保険料に月額四百円の付加保険料を上乗せして納めると、次の式で計算した額が老齢基礎年金額に加算されて受給できます。

【計算式】付加年金額Ⅱ二百円×付加保険料を納付した月数
◆問い合わせ 市民課 ☎43・5023